#### PRESS RELEASE





令 和 4 年 5 月 1 8 日 国土交通省中部地方整備局 木 曽 川 上 流 河 川 事 務 所

# 令和4年度 不当要求防止対策連絡会を開催します。

#### 概要

木曽川上流河川事務所は、警察・弁護士会・暴力追放センターと連携強化のため、 岐阜県不当要求防止対策連絡会を開催します。

反社会的勢力等による違法・不当な要求、行為を未然に防止すると共に万一の場合は適切に対処することで、公共事業の適正な実施の確保を目的として、連絡会において情報交換を行っています。

国土交通省中部地方整備局では、公共事業において反社会的勢力等により、不当要求を受けることが少なくないため、中部地方整備局管内各県の警察本部・弁護士会・暴力追放センターと「不当要求防止対策連絡会」を組織し、不当要求防止のため密接な連携を図っています。

岐阜県不当要求防止対策連絡会は、年度当初に定例会議を開催し、①不当要求事項等の報告、②暴力団情勢と対策等の情報提供、③行政対象暴力等への法的な対応等についての情報交換などを行っています。

不当要求があったときには、岐阜県警察本部に連絡して所轄警察署も含めた情報共有を図るとともに、岐阜県弁護士会には法律的知見や対応支援を依頼するなど、密接に連携して対応しています。

1. 日 時 5月25日(水) 15時~17時

2. 場 所 岐阜市忠節町5丁目1番地

国土交通省木曽川水系ダム統合管理事務所 大会議室 (2 F)

3. 資料構成員名簿

4. そ の 他 連絡会は非公開です。取材は冒頭の挨拶までとします。

5.配 布 先 岐阜県政記者クラブ

6. 問い合わせ



中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地

電話 058-251-1323

副 所 長 伊藤 裕規 (内線:203) 用地課長 亀井 孝之 (内線:231)

## 公共用地の取得業務に係る岐阜県不当要求防止対策連絡会

## 構成員名簿

	組織等		役 職	備考
岐阜県警察本部		= ii	課長(警視)	
	刑事部組織犯罪対策課		調査官(警視)	
			課長補佐(警部)	〇窓口
		f	係長(警部補)	(事務窓口)
		f	系長(警部補)	(事務窓口)
	用 地 部		用地補償管理官	
中部地方整備局			用地対策課長	
			用地対策課長補佐	〇窓口
			用地対策課河川係長	
			用地対策課河川係	(事務窓口)
	木曽川上流河川事務所 用地	課記	課長	〇事務局
	多治見砂防国道事務所 用地	第一課	課長	
	〃 用地	第二課	課長	
	越美山系砂防事務所 総務課	1	課長	
	岐阜国道事務所 用地第一課	1 1	課長	
	〃 用地第二課		課長	
	高山国道事務所 用地課		課長	
	新丸山ダム工事事務所 用地課		課長	
	木曽川水系ダム統合管理事務所	総務課	課長	
北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所 用地	!課	課長	
岐阜県弁護士会	民事介入暴力被害者救済センター		副会長(行政対象)	
			委員長	〇窓口
(公財)岐阜県暴力追放推進センター			専務理事	〇窓口

# 令和 4 年度 岐阜県不当要求防止対策連絡会 ≪取材登録書:担当用地課≫

5月25日(水)の『令和4年度岐阜県不当要求防止対策連絡会』について、取材をご希望の報道機関におかれましては、事前にご登録をお願い致します。

## FAX送信期限:5月20日(金)14:00 まで

1.	報道機関名				
2.	取材者等				
(1)	氏 名				
(2)	連絡先	TEL			
(3)	取材人数				
(4)	取材の希望	_ 有り	無し	※ 〇で選択して下さい	١,
- "	v ====================================	-11 4Lu L. 18	<b>—</b> \□ ← →	F-45-18-56-11   1   12   A   1   1	88 MJ -

- ●災害の発生・水防体制など、不測の事態が発生した場合は、開催を中止 する事があります。その際には、上記連絡先までお知らせ致します。
- 3. 送信先 <u>FAX (058)251-4301</u>
- 4. 問合せ先

中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地 電話 058-251-1323

副 所 長 伊藤 裕規 (内線:203) 用地課長 亀井 孝之 (内線:231)